

北近畿豊岡自動車道「豊岡道路」懇談会規約（案）

（名称）

第1条

本会は北近畿豊岡自動車道「豊岡道路」懇談会（以下「懇談会」）と称する。

（目的）

第2条

学識者、市民代表、民間団体、行政機関、事業予定者が一体となり、豊岡道路の計画（みちづくり）について、よりよい計画となるよう、審議して取りまとめる。

（役割分担）

第3条

各々の主要な役割分担は以下のとおりとする。

- （1）学識者…………… 専門的立場からの審査。
- （2）市民代表、民間団体…… 地元の立場からの審査。
- （3）兵庫県…………… 関係する幹線道路ネットワークとの調整。
- （4）豊岡市…………… 関係する街路とまちづくり、コウノトリと共生する地域づくりとの調整。
- （5）事業予定者（国土交通省）
…………… 豊岡道路の計画に対する考え方と概略ルート（案）の提示

（懇談会）

第4条

1. 懇談会の構成は、別表－1の委員から構成する。
2. 委員は、事業予定者である国土交通省豊岡河川国道事務所長が委嘱する。
3. 懇談会には議事運営のために座長を置く。
4. 懇談会は、事務局に対し、審議に必要な資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、地元関係者等の意見を求めることができる。

（座長）

第5条

1. 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
2. 座長は、必要な都度、懇談会を招集する。

（守秘義務）

第6条

委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（懇談会の公開）

第7条

懇談会の配布資料及び開催結果は原則的に公開とし、公開の方法については、懇談会で審議して決定する。

（事務局）

第8条

事務局は国土交通省豊岡河川国道事務所工務第二課に置く。

（委員の任期）

第9条

委員の任期は、懇談会の目的を完了するまでとする。

（その他）

第10条

本規約に定めのない事項については、必要に応じ協議する。

（付則）

この規約は平成20年2月8日から施行する。

北近畿豊岡自動車道「豊岡道路」懇談会委員名簿

	所属	氏名	備考
委員	流通科学大学 情報学部 経済情報学科教授	西井 和夫	学識者
	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所教授	中瀬 勲	学識者
	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所准教授	大迫 義人	学識者
	豊岡市区長連合会会長	日下部 昌男	市民代表
	豊岡市五荘地区区長会長	白谷 光利	市民代表
	豊岡市奈佐地区区長会長	竹中 誠男	市民代表
	豊岡市八条地区区長会長	日村 和夫	市民代表
	豊岡商工会議所会頭	宮垣 和生	民間団体
	但馬豊岡観光協議会会長	西村 肇	民間団体
	兵庫県但馬県民局 県土整備部 豊岡土木事務所長	前田 強	兵庫県
	豊岡市都市整備部長	黒坂 勇	豊岡市
	豊岡市コウノトリ共生部長	太田垣 秀典	豊岡市
	国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長	細川 雅	事業予定者
事務局	豊岡河川国道事務所 工務第二課	—	—

※学識者は個人、それ以外は役職をもって委員の構成とする。